

佐野市監査委員告示第8号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年10月25日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 対象部課

産業文化スポーツ部（産業政策課、企業誘致課、農政課、農山村振興課、文化推進課、観光推進課、スポーツ推進課）

第2 監査期間

令和6年9月2日（月）から同年10月25日（金）まで

第3 監査の結果

1 産業政策課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 企業誘致課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 農政課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 農山村振興課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 文化推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 観光推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

7 スポーツ推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。